令和３年第１１回三股町農業委員会総会議事日程

令和３年１１月２９日（月）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第１８号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　議案第５６号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第５　　議案第５７号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

日程第６　　議案第５８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

日程第７　　議案第５９号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第８　　議案第６０号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第９　　議案第６１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和３年第１１回三股町農業委員会総会審議結果

日程第４

議案第５６号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　１８　）

日程第５

議案第５７号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

可決（　２　）

日程第６

議案第５８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（　２　）

日程第７

議案第５９号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　１３　）

日程第８

議案第６０号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（　２　）

日程第９

議案第６１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　３６　）

令和３年第１１回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　１１月２９日（月曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　８時３０分開会

３．会期日程　１１月２９日（月曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

農地利用最適化推進委員	前田　万
農地利用最適化推進委員	国分　時春
農地利用最適化推進委員	兒玉　道郎
農地利用最適化推進委員	西田　保子

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局　局　長

事務局　課長補佐

事務局　主　事

（一　　同　　礼）

開　会　　8時30分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和３年第１１回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第２条第５号において、農地利用最適化推進委員の前田万さん、国分時春さん、兒玉道郎さん、西田保子さんが会議に出席し第１ブロック、第２ブロック、第３ブロック、第４ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に１番委員の小倉休幸さんと２番委員の上水広志さんを指名いたします。続きまして、日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３、報告第１８号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第１８号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告するもので、合計9件11筆11,792㎡、うち田が7筆8,068㎡、畑が4筆3,724㎡でございます。詳細については、総会資料3頁142番から5頁150番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第４、議案第５６号農地法第３条の

規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第５６号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 18 件 33 筆 44,491 ㎡、田が 11 筆 11,852 ㎡、畑が 22 筆 32,639 ㎡でございます。詳細について、担当が 18 件続けてご説明いたします。

事務局

議案第５６号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料 7 頁から 10 頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。

受付番号 31 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 5 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字牧野〇〇〇〇番〇他 2 筆、地目：田、畑、合計面積：1,490 ㎡です。こちらは渡人農業廃止による所有権移転贈与となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 32 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 8 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字松ケ尾〇〇〇〇番、地目：田、面積：858 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 33 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 9 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字堀川〇〇〇〇番〇〇、地目：田、面積：5,279 ㎡です。こちらは受人の要望による所有権移転贈与となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 34 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字井手口〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：1,116 ㎡です。こちらは受人の要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 35 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、

渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字樋脇〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：1,446 ㎡です。こちらは受人の要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 36 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字塚下〇〇〇〇番〇他 2 筆、地目：田、合計面積：1,663 ㎡です。こちらは受人の要望による所有権移転贈与となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 37 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：660 ㎡です。こちらは受人の要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 38 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字小鷹原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：1,755 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）となっております。権利を取得しようとする者が法人であり、かつ申請農地において耕作または養畜の事業がその法人の主たる事業の運営に欠くことの出来ない試験、研究を行うと認められるため、農地法第 3 条第 2 項の例外規定となり、効率利用要件、従事要件、調和要件、下限面積要件等許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 39 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字上鷹〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：2,298 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用目的は試験研究となっております。

続きまして、受付番号 40 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字上鷹〇〇〇〇番他 2 筆、地目：畑、合計面積：2,404 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用目的は試験研究となっております。

続きまして、受付番号 41 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字小鷹原〇〇〇〇番他 2 筆、地目：畑、合計面積：3,998 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用目的は試験研究となっております。

続きまして、受付番号 42 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字上鷹〇〇〇〇番他 1 筆、地目：畑、合計面積：2,775 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用目的は試験研究となっております。

続きまして、受付番号 43 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字上鷹〇〇〇〇番他 3 筆、地目：畑、合計面積：6,969 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用目的は試験研究となっております。

続きまして、受付番号 44 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字小鷹原〇〇〇〇番、地目：畑、面積：1,715 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用目的は試験研究となっております。

続きまして、受付番号 45 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：宮村字上鷹〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：337 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用目的は試験研究となっております。

続きまして、受付番号 46 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：（有）〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地：宮村字上鷹〇〇〇〇番他 1 筆、地目：畑、合計面積：6,913 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用目的は試験研究となっております。

続きまして、受付番号 47 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：宮村字上鷹〇〇〇〇番、地目：畑、面積：1,712 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用目的は試験研究となっております。

続きまして、受付番号 48 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字上鷹〇〇〇〇番、地目：畑、面積：1,103 ㎡です。こちらは受人の要望による賃借権設定（5 年）です。農地利用

目的は試験研究となっております。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）
受付番号 31 番は 11 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認と電話での本人聴き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇地区在住で水稲を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。渡人と受人は親戚関係であり、贈与による所有権移転をするものです。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

５番委員（馬渡芳文）
受付番号 32 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で水稲及び林業を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、農作業に従事する人は 3 名です。また、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（国分時春）
受付番号 33 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇在住で、水稲及び和牛肥育、露地野菜を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

１番委員（小倉休幸）
受付番号 34 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。以前、地権者の〇〇氏より耕作の要望がされていて、現在まで利用権設定をして作付けがされておりました。最近になって地権者の体調回復が見込めないことや後継者もいないということで、受人へ売却の相談があったところです。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

３番委員（内村介貞）

受付番号 35 番は 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇在住で不動産業を営んでおります。現在、町内に所有している農地に関しては全て耕作されております。先々月の全体協議会及び農業委員会総会で協議をしていただいた案件で申請がもれていた分になります。前回と同じく、現在においては利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等特に問題ないものと思われます。現地に関しては草刈り等もされており進歩が見られると思いますので、第 4 ブロック委員としては、許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（前田万）

受付番号 36 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人と渡人は兄弟で、両者とも水稲及び和牛生産を中心に農業経営をされています。今回、渡人が親の所有地を一部耕作していることから、渡人の所有地を受人へ贈与するために申請されたものです。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

２番委員（上水広志）

受付番号 37 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で、水稲及び酪農を中心に家族 4 名で農業経営をされています。受人と渡人は親戚関係で、今回売買による所有権移転をされるものです。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

５番委員（馬渡芳文）

受付番号 38 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇にある〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇で、昭和 57 年から当地に試験場を開設し、牧草、飼料作物等の品種の開発を長期にわたり実施されております。試験圃場の面積は約 500 ヘクタールあります。農場の構成員は 7 名です。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。試験用圃場の拡大を図るための賃借権の設定となっております。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

４番委員（下石昭廣）
議長、38 番以降は受人が同一で、先程、地図でも確認しているし、農地利用目的も同じなので報告は一括でいいのではないでしょうか。

議長（溝口良信）
今、下石委員から提案がありましたが、先程、38 番について馬渡委員からの説明があって、受人には特に問題もなく許可相当であると判断されているということでしたので、39 番から 48 番までの申請も受人が同一で、農地利用目的も同じであることから一括の報告ということで宜しいですか。

（「はい。」）

議長（溝口良信）
それでは 38 番から 48 番の案件は渡人が違うだけで、受人と農地利用目的が同一で賃借権の設定ということですので、39 番以降の説明は省くということにさせていただきます。

議長（溝口良信）
それでは、説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんか

４番委員（下石昭廣）
〇〇〇〇㈱の案件で、賃借権の設定は更新ですか。新規ですか。

事務局
農地基本台帳を確認したところ、3 条の賃借権の設定はされていませんでした。

４番委員（下石昭廣）
新規の設定ですね。分かりました。

議長（溝口良信）
他にご意見、ご質問はないですか。

議長（溝口良信）
ないようですので、採決に入りたいと思いますが、38 番から 48 番については一括採決ということでいいですか。

（「はい。」）

議長（溝口良信）
それでは、受付番号 31 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 31 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 32 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 32 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 33 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 33 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 34 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 34 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 35 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 35 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 36 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 36 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 37 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 37 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 38 番から 48 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 38 番から 48 番は許可することに決定いたしました。続きまして、日程第５、議案第５７号農地法第４条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第５７号農地法第４条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 2 件 3 筆 2,806 ㎡、うち田が 2 筆 1,880 ㎡、畑が 1 筆 926 ㎡でございます。詳細について、担当が 2 件続けてご説明いたします。

事務局
議案第５７号農地法第４条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料の 12 頁 12 番から 13 番をご覧ください。別添の航空写真も合わせてご覧ください。
受付番号 12 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、申請者：〇〇〇〇、申請地：長田字栗山〇〇〇番〇、地目：畑、面積：926 ㎡、転用目的は植林（杉 230 本）です。こちらは、第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 13 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、申請者：〇〇〇〇、申請地：餅原字的場〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：1,880 ㎡、転用目的は牛舎 1 棟及び飼料置場の建設です。こちらは農用地区域内農用地でありますが、用途変更が完了していること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは 12 番については私から説明いたします。令和 3 年 11 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査をいたしました。場所については航空写真をご覧ください。申請地の周囲は西側が原野化しており、北側が町道、東側が林道です。申請地に隣接する申請人の山林を、今回伐採するということで、それに合わせて申請地にも植

林をしたいということであります。現状をいじらず、そのまま植林をするということで、排水等の問題もなく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）
それでは 13 番の説明をお願いします。

３番委員（内村介貞）
受付番号 13 番は令和 3 年 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地手前には既に牛舎が建っており、経営の規模を拡大するため牛舎の増設をするものです。牛舎の糞尿は鋸屑で水分調節を行い、施設の堆肥舎で処理し農地に還元します。雨水については雨水桝を設置し集水後は水路へ排水します。敷地内は敷砂利で地下浸透ということであります。特に問題なく、許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、受付番号 12 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 12 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号13番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 13 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第６、議案第５８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第５８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてでございます。合計 2 件 2 筆 577 ㎡で、畑が 2 筆 577 ㎡でございます。詳細については、担当が 2 件続けてご説明いたします。

事務局

議案第５８号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について、ご説明いたします。総会資料の 14 頁をご覧ください。併せて航空写真もご覧ください。受付番号 8 番、許可年月日：令和 3 年 9 月 15 日、許可番号〇〇〇〇-〇-〇〇、転用事業者：〇〇〇〇有限会社です。先般、10 月総会において 5 条 64 号の承認をいただいたところですが、振興局より 8 月総会 53 号〇〇〇〇番の完了が未了であることから、5 条 64 号と併せて、8 月総会分の 53 号〇〇〇〇番の事業計画変更も提出するよう指導がありましたので申請するものであります。

続きまして、受付番号 9 番、許可年月日：令和 3 年 11 月 10 日、許可番号〇〇〇〇-〇-〇〇、転用事業者は〇〇〇〇有限会社です。今回、5 条 72 号〇〇〇〇番が相続完了したため、用途を敷地拡大（倉庫建設）として事業計画変更申請をするものです。後ほど、5 条申請 72 号でもご説明いたします。以上です。

議長（溝口良信）

これについて何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、受付番号 8 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 8 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 9 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 9 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第７，議案第５９号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第５９号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 13 件 16 筆 8,122 ㎡、うち田が 7 筆 2,834 ㎡、畑が 9 筆 5,288 ㎡でございます。詳細について、13 件続けて担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の 16 頁 72 番から 19 頁 84 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 72 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇有限会社、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字加世原〇〇〇〇番、地目：畑、面積：247 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は敷地拡大（倉庫建築）です。こちらは第 3 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 73 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：491 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 74 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：稗田〇〇番〇、地目：畑、面積：379 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 75 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：株式会社〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：266 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は賃貸住宅 2 棟です。こちらは第 3 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 76 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇株式会社、渡人：㈱〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原〇〇〇〇番〇〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：1,790 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は敷地拡張（駐車場）です。こちらは第 3 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 77 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：株式会社〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：五本松〇〇番〇、地目：田、合計面積：75 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は貸家建設です。こちらは第 3 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 78 番、受付年月日：令和 3 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字村ノ前〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：499 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は建売住宅 1 棟です。こちらは第 2 種農地で、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号79番、受付年月日：令和3年11月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：稗田〇〇番〇、地目：畑、面積：938 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は診療所（歯科医院）です。こちらは第 3 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号80番、受付年月日：令和3年11月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：樺山字中村〇〇〇番〇他1筆、地目：畑、合計面積：773 ㎡です。贈与による所有権移転です。転用目的は自己用住宅建設及び進入路です。こちらは第2種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号81番、受付年月日：令和3年11月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字川原田〇〇〇〇番〇他1筆、地目：田、合計面積：843 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は車輌置場（追認）です。こちらは第1種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。尚、こちらは追認申請のため始末書が添付されております。

続きまして、受付番号82番、受付年月日：令和3年11月10日、受人：有限会社〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字川原〇〇〇〇番、地目：田、面積：660 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は養鶏場の鶏搬出車輌の駐車場用地（追認）です。こちらは農用地区域内農用地でありますが、用途変更が完了していること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。尚、こちらは追認申請のため始末書が添付されております。

続きまして、受付番号83番、受付年月日：令和3年11月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：616 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は敷地拡張（駐車場）です。こちらは第1種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号84番、受付年月日：令和3年11月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字大工原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：545 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第3種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

３番委員（内村介貞）

受付番号 72 番は 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は建築資材販売等をされております。近くに関連会社である〇〇〇〇株式会社があり、事業の利便性を考慮し、前回の申請と併せて倉庫建築をされるものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水については雨水桝を設置し集水後は同じく北側既設側溝へ排水します。特に問題なく、許可相当と判断しました。

続きまして、受付番号 73 番についても 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在貸家住まいで、家族が増えて住居が手狭になったため、住宅環境の良い申請地に、一般個人住宅を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し処理後は既設側溝へ排水します。雨水については雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

１番委員（小倉休幸）

受付番号 74 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で借家住まいをされておりますが、その解消のために住宅環境に適した申請地に一般個人住宅を建築されるものです。雨水排水は南側の町道側溝へ、生活排水等は公共下水道へ接続することから、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。以上です。

農地利用最適化推進委員（西田保子）

受付番号 75 番は 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇〇〇地区において、借家を建築する計画を立てており、今回、申請地が面積要件を満たし、立地条件や借家の需要が見込まれることから、賃貸住宅 2 棟を建築されるものです。建設に際し、近隣住民の生活及び近隣の施設利用に支障がないように、また、近隣の作物、家畜等に影響がないように配慮しますということです。土砂の流失がないように周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水については雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 76 番についても 11 月 24 日に第 4 ブロック 3 名で現地調査及び確認をいたしました。受人は運送業を営んでおり、敷地拡張のため申請地に新たな駐車場を建設するものです。申請地には砕石を敷き、雨水は地下浸透です。生活排水等は発生せず、隣接地に土砂の流出がないように配慮します。特に問題ない

ものとして許可相当と判断いたしました。

１番委員（小倉休幸）
受付番号 77 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
申請地の面積は狭いですが、平屋の貸家 1 棟を建設されるものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（西田保子）
受付番号 78 番は 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は不動産業を営んでおり、建売住宅を建築するため、住宅要望のある〇〇地区の申請地に建売住宅 1 棟を建設するものです。建設に際し、申請地周辺にはブロック塀を設置し、周辺農地には被害のないよう配慮します。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水については雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

１番委員（小倉休幸）
受付番号 79 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は〇〇〇で歯科医師をされています。今回、申請地において独立して歯科診療所を開業されるものです。雨水については雨水桝を設置し、南側道路の既設側溝へ排水します。生活排水等は公共下水道へ接続されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

２番委員（上水広志）
受付番号 80 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は渡人の娘さんで、今回、自己用住宅と進入路を建設されるものです。住宅建設に際し、近隣の農作物や家畜等に被害のないよう、境界にはブロック塀を設置し、土砂の流出がないよう配慮するということです。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水については雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

５番委員（馬渡芳文）
受付番号 81 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は一部車両置場になっておりました。転用目的につきましては車両置場（追認）です。境界にはブロック塀を

設置し、隣接地に被害のないようします。生活排水等に関しては車輌置場のため発生せず、雨水については自然浸透ということです。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。以上です。

農地利用最適化推進委員（西田保子）

受付番号 82 番は 11 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は養鶏場を営んでおります。ブロイラー搬出時は 4 台のトラックが交互に搬出作業を行うため、申請地を搬出車輌の駐車場として利用するための申請です。東側と北側にはブロック塀を設置し、近隣の農地、作物に被害が出ないようにします。雨水は敷地内で地下浸透として処理をします。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（国分時春）

受付番号 83 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は未耕作の状態でした。転用目的は敷地拡張（駐車場）です。現在、申請地西側において自動車の解体作業をされております。近隣の農地に被害がないように、境界にはブロック塀を設置し、土砂の流出がないよう配慮します。また、雨水については雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断しました。

２番委員（上水広志）

受付番号 84 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在借家住まいで、家族が増えたため、今回一般個人住宅を建築されるものです。建設に際し、土砂流出防止のため、境界にはブロック塀を設置し、雨水については既設側溝へ排水します。生活排水等は公共下水道へ接続します。また、周辺は住宅地化しているため、特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

只今、説明等が終わりましたが、これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

４番委員（下石昭廣）

80 番についてですが、先日の現地調査の段階で事務局に指摘をしまして、その結果を今朝文書にて頂きました。それを見て少し疑問に思うところがありました。果たして文書に書いてあることを全て履行できるのかと思いました。今回の申請地の間に挟んであるのが、以前、申請に上がった渡人の息子さんの案件です。当時の現地調査の時も事務局に同じような指摘をし、2 回ほど指導をし、対応をしてもらって許可をした記憶があります。今回の現地調査の段階で、その件も含めて現地調査を

したとこですが、前回指導をしたとおりに登記等されていないような印象を受けました。今回の申請で進入路がありますが、現時点では渡人の息子さんと娘さんの話なので問題はないと思いますが、次の世代になった時のために、進入路は利用する人の共有名義にするとか分筆とかしておくのが一般的なので、今回も指摘をしたところです。回答書では今後子供達と協議をします。ということになっていますが以前も渡人を呼んで現場を見て指摘をした記憶があります。今回の申請で現地調査をした時に、以前指摘したことが履行されていないような気がしました。今回も指摘したところをちゃんと履行してくれるのか、そこが少し気になりました。一般住宅の転用に関しては異論はないのですが、進入路の件が気になったので意見を述べさせていただきました。以上です。

事務局

その件についてご説明いたします。航空写真を見ていただくと、申請地がコの字型になっていると思います。コの字型の真ん中に家が建っていますが、こちらが前回渡人の息子さんより転用申請があがったところです。この履歴を見ると、家の南側に雑種地として渡人名義の土地が残っているのですが、そこを使用貸借契約を結んで息子さんの専有路として使用するということになっていました。今回、下石委員から指摘された進入路についてなのですが、〇〇〇〇さんと渡人の名義がありまして、〇〇〇〇さんの名義については、今回農地転用許可後に所有権移転するということになっています。渡人の名義の部分についても、農地転用許可後に受人の名義に所有権移転をしますということで行政書士の方からも回答をもらっています。もう１件、下石委員から指摘があった申請地東側に更地になっている土地があるのですが、そこは〇〇〇〇さんから渡人へ既に名義が替わっています。今後、更地になっている土地を第三者に売った場合に、建築基準法上、建物を建てられない土地になるということで、その件について行政書士に聞いたところ、今後、更地に建物を建築する際は、渡人、受人、息子さんの三者間で協議をし、進入路に関しては３人の共有名義として設定して対応していきますと回答をもらっています。以上です。

議長（溝口良信）

今の回答でいいですか。

４番委員（下石昭廣）

進入路の件について、今後のために回答書通りに履行してもらえればいいと思います。

議長（溝口良信）

前回の転用申請の時は上の方が農地だったので、農地への進入路がないのではないかという問題があったとこですね。

１番委員（小倉休幸）
前回、皆で現地確認に行ったところですね。

４番委員（下石昭廣）
そうです。前回、息子さんの転用が上がった時に皆で現地調査して指導をしたように記憶しています。

議長（溝口良信）
後々ちゃんとするということだけど、共有名義にした場合、第三者に更地を売ったりした時に不都合が生じることが予想されるということですね。今、下石委員から指摘されたことについては、事務局からも再度、総会でも色々意見が出たということを行政書士に話をしていただきます。

４番委員（下石昭廣）
今回の回答書では転用許可後に名義変更等の問題もありますので、子供を含めて協議したいと思います。となっていて協議しますとはなっていないのが気になるところです。

議長（溝口良信）
今の文面についても、ちゃんと実施してもらうということをお願いするということですね。転用については問題ないので、進入路の件が気になるということですね。他に何かご意見等はないですか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号順に採決をしたいと思います。受付番号 72 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 72 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 73 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 73 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 74 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 74 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 75 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 75 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 76 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 76 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 77 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 77 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 78 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 78 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 79 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 79 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 80 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 80 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 81 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 81 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 82 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 82 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 83 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 83 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 84 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 84 番は承認することに決定しました。続きまして、日程第８、議案第６０号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第６０号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。今回 2 件上がってきております。〇〇〇〇氏と〇〇〇氏の 2 名です。ご審議の方をお願いします。

議長（溝口良信）
今回の 2 名については私の方から先日推薦の説明をいたしました。１名は更新、１名は新規であります。新規の〇〇さんについては、今まで同意書で耕作をされていましたが、今回、私に相談がありまして、今後は推薦農業者として頑張っていただきたいということで推薦をしたとこです。これについてなにかご質問、ご意見はあ

りませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第９，議案第６１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第６１号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 8 件 29 筆 23,515 ㎡、うち田が 24 筆 18,892 ㎡、畑が 5 筆 4,623 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 28 件 56 筆 61,439 ㎡、うち田が 30 筆 26,647 ㎡、畑が 26 筆 34,792 ㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 8 件 14 筆 12,768 ㎡、うち田が 13 筆 11,827 ㎡、畑が 1 筆 941 ㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 20 件 42 筆 48,671 ㎡、うち田が 17 筆 14,820 ㎡、畑が 25 筆 33,851 ㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）
それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 22 頁 85 番から 23 頁 92 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 24 頁 379 番から 25 頁 386 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 26 頁 387 番から 29 頁 406 番までとなっております。これについて皆さんから何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、総会資料の所有権移転に関する 22 頁 85 番から 23 頁 92 番まで、及び利用権設定に関する 24 頁 379 番から 29 頁 406 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する22頁85番から23頁92番まで、利用権設定に関する24頁379番から29頁406番までについて承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。

以上で第１１回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10時00分